

仕 様 書

- 1 件名
常用発電設備停止前作業
- 2 履行場所
東京都府中市朝日町3-12-1
警察大学校 北棟地下1階
- 3 業務概要
常用発電設備交換に伴う設備を停止させるため、潤滑油の抜き取りを行うこと。
- 4 履行期限
令和7年7月2日
業務完了報告書提出期限
令和7年7月11日
- 5 一般事項
 - (1) この仕様書は、業務の大要を示すものであるから業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、記載のない事項であっても、自然付帯業務又は警察大学校教務部会計課管財営繕係（以下「担当係」という。）が特に指示した事項は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
 - (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員及び備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
 - (3) 施設等に損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当係の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当係に報告すること。
 - (4) 業務に必要な資機材は受注者が負担するものとする。
 - (5) 業務のため校内に入場する作業員は、受注者の責任において入退館手続きを行い、許可を受けること。また、これらの作業員は腕章又は名札等をはっきりわかる位置に着用すること。
 - (6) 業務のため校内に入場する作業員は、担当係から業務実施場所等として指示された場所以外に立ち入ってはならない。業務上やむを得ない場合は、担当係の立会のもと立ち入ること。ただし、食堂、売店及び自動販売機の利用は認める。
 - (7) 業務のため校内に入場する作業員の喫煙は、担当係が指定した場所で行うこと。
 - (8) 資機材の搬入出口、資機材置場及び業務用車両の駐車場所等については、別途担当係との協議によるものとする。
 - (9) その他詳細については、担当係の指示に従うこと。
- 6 特記事項
 - (1) 摘要法令・基準
本業務の履行に当たっては以下の各号に定める適用法令等を遵守すること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ウ 建築基準法
 - エ 建設業法
 - オ ビル衛生管理法
 - カ 労働安全衛生法
 - キ その他関連法規
 - (2) 支給品等
本業務に必要な電力及び用水は無償とする。
 - (3) 作業条件
 - ア 業務時間は、7月1日（火）及び7月2日（水）の午前8時30分から午後5時までとする。やむを得ず、時間外に業務を行う必要がある場合は、担当係と協議

- の上調整を行うこと。
- イ 業務は低振動、低騒音での実施を原則とし、業務場所については粉塵及び騒音に配慮した養生を行うこと。
- (4) 作業内容
常用発電機内の潤滑油について抜き取りを行うもの。
- 7 検査
業務の完了検査は、担当係及び受注者又はその代理人の立会いの上行う。検査において担当係から指摘された事項は、担当係の指示に従い適切な処置を施すこと。
- 8 提出物
業務終了後、期限までに業務完了報告書を提出すること。業務完了報告書には、業務状況の写真記録を添えて提出すること。